

保存版



共済 ハンドブック

Kyosai Handbook

概要版

第1章 病気やけがをしたとき

第2章 事故にあったとき

第3章 災害にあったとき

第4章 こどもが生まれたとき

第5章 死亡したとき

第6章 健康づくり

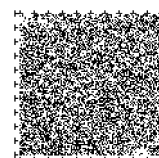
第7章 保養・宿泊施設

第8章 年金について

第9章 組合員について

第10章 被扶養者について

第11章 退職するとき



東京都職員共済組合では、共済組合員とその家族(組合員の被扶養者となっている方)の生活の安定と向上に役立つことを目的に、医療保険や年金、福祉に関わる事業を行っています。この冊子は皆さまに、より当共済組合の制度やサービスを知っていただけるよう共済ハンドブック(PDF版)をもとに作成した概要版です。お手元に置いていただき、ご活用ください。

ライフイベントに応じた手続・制度

P06

〈第1章〉

病気やけがをしたとき



P12

〈第2章〉

事故にあったとき



P14

〈第3章〉

災害にあったとき



P15

〈第4章〉

子どもが生まれたとき



P17

〈第5章〉

死亡したとき



P24

〈第8章〉

年金について



P31

〈第11章〉

退職するとき



※短期組合員等の方は対象外です

健康の保持・増進を目的とした福祉事業

P18

〈第6章〉

健康づくり



P22

〈第7章〉

保養・宿泊施設



組合員・被扶養者について

P27

〈第9章〉

組合員について



P29

〈第10章〉

被扶養者について



※東京都職員共済組合で実施している福祉事業のうち、地方公務員等共済組合法等で利用対象者が組合員及び被扶養者に限定されていない事業については、パートナーシップ関係の相手方も利用することができます。
▶詳細はこちら
<https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/guide/cat/post-741.html>

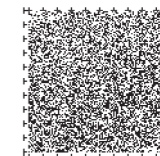
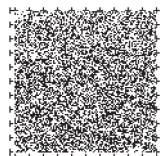


※貸付事業は新規貸付を終了し、償還業務のみを実施中です。
ご相談やお問合せは事業部貸付課貸付収納担当へ
▶連絡先：裏表紙

※東京都の知事部局・議会局・行政委員会については、一部の事務において手続等の窓口が総務事務センターになります。

CONTENTS

P06	〈第1章〉 病気やけがをしたとき
P12	〈第2章〉 事故にあったとき
P14	〈第3章〉 災害にあったとき
P15	〈第4章〉 子どもが生まれたとき
P17	〈第5章〉 死亡したとき
P18	〈第6章〉 健康づくり
P22	〈第7章〉 保養・宿泊施設
P24	〈第8章〉 年金について
P27	〈第9章〉 組合員について
P29	〈第10章〉 被扶養者について
P31	〈第11章〉 退職するとき



用語解説

当ハンドブックの内容について、より理解を深めていただくために、都共済の事業に関わる重要な用語をわかりやすく説明しています。



組合員

東京都、特別区(一部事務組合等を含む。)及び当共済組合の常勤の職員となった方は、一般職、特別職の別なく、その日から当共済組合の組合員になります。ただし、公立学校共済組合等の他の共済組合に加入する方は除きます。また、令和4年10月から、一定の要件を満たす方を組合員とする制度改正が行われました。

組合員証

組合員証は、組合員の資格を証明するもので、病気やけがの治療等を受けるときや、共済組合の福祉事業の施設等を利用するときに必要となるものです。

※医療機関等において受診する場合、組合員証又はマイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)で資格確認を受けます。



被扶養者

組合員の家族で、主として組合員の収入によって生計を維持されている方です。当共済組合で被扶養者と認められると当共済組合から短期給付等を受けることができます。



被扶養者証(組合員被扶養者証)

被扶養者として認定された場合に交付されます。被扶養者証は、被扶養者の資格を証明するもので、病気やけがの治療等を受けるときや、共済組合の福祉事業の施設等を利用するときに必要となるものです。

※医療機関等において受診する場合、組合員証又はマイナ保険証(マイナンバーカードの健康保険証利用)で資格確認を受けます。

特定健康診査・生活習慣病健診

生活習慣病等の疾病の早期発見と早期予防を目的に、40~74歳の組合員及び被扶養者の方を対象としたメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して実施する健康診査です。

※4月1日現在において都共済に加入している方が対象となります。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善が必要な方に対して実施するサポートです。

※4月1日現在において都共済に加入している方が対象となります。



任意継続組合員

退職日まで引き続く組合員期間が1年と1日以上ある方が希望する場合には、最長2年間、短期給付(介護休業手当金や育児休業手当金等、一部の給付を除く。)及び福祉事業について、在職中と同様の取扱いを受けることができます。

短期給付

組合員やその家族が病気やけがをしたときの医療費の支払等、主に医療保険に関するものです。民間の会社等で働く方たちが加入する健康保険に相当するものです。

長期給付

組合員の老後の生活を支えるとともに、若いうちに障害を負ったときや死亡した場合に、本人や遺族の生活を支えるための年金等の支給を行うものです。

掛金

共済組合が事業を行うための費用のうち組合員が負担する社会保険料です。組合員は、組合員の資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日(退職日の翌日)の属する月の前月まで掛金を支払います。また、40歳以上65歳未満の組合員は、介護掛金を支払います。

掛金(保険料)は、給与明細に「短期掛金」「厚生年金保険料」などの名前で表示されています。



標準報酬月額

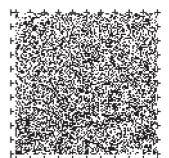
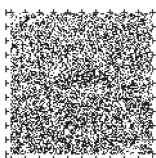
共済組合の掛金や育児休業手当金等の短期給付、老齢厚生年金等の長期給付の算定の基礎となるものであり、組合員が受ける報酬(給与(給料+諸手当))に基づき決められます。



共済ハンドブック概要版について

●本冊子は、都共済ホームページから閲覧できる共済ハンドブック[PDF版]の内容をもとに構成しています。より詳しい内容を確認したい場合は、各章のタイトル横にある二次元コードからPDF版にアクセスすることができます。

●このマークが章のタイトル横にある「年金について」は短期組合員等の方は対象となりません。注意してください。





第1章 病気やけがをしたとき



PDF版 ▶ 第1章

利用できる医療機関と窓口負担額

担当 医療保険課
部署 医療保険担当

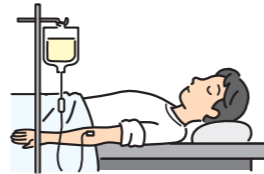
☎ 03-5320-7322

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員証・被扶養者証を窓口で提示して診療等を受けることができる医療機関等と窓口負担は以下のとおりです。

厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関

- ・一般の病院
- ・診療所
- ・保険薬局
- ・訪問看護ステーション



1 | 窓口負担額

病気やけがをしたときの窓口負担額は年齢等によって異なります。高額な医療費は、組合員証・被扶養者証と一緒に高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証を提示することによって、窓口負担額が軽減されます。

◆ 医療費の自己負担割合

区 分	自己負担割合 (組合員・被扶養者とも)	
	組合員の標準報酬月額	
未就学児	—	2割
小学校就学後から69歳まで	—	3割(※1)
70歳から74歳まで	260,000円以下	2割(※2)
	280,000円以上	3割

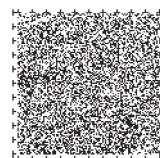
(※1) 70歳以上の被扶養者は2割

(※2) 平成26年3月31日までに70歳に到達している方は、1割

2 | 保険の対象とならない医療費等

下表の場合は保険の対象外となるので、医療費は自己負担になります。

1	差額ベッド代	8	慢性的な肩こり、腰痛等で柔道整復師にかかるときの施術費
2	健康診断、人間ドック、予防注射、虫歯の予防処置	9	証明書代(文書料)
3	正常な出産	10	松葉杖(貸与の場合)
4	経済的な理由による人工妊娠中絶	11	既製の治療器具
5	美容整形手術(負傷した後の処置を除く。)	12	その他保険診療の対象とならない医療費
6	近視、遠視、斜視等の矯正、歯の矯正	13	公務・通勤災害、労災の対象となるもの(地方公務員災害補償基金等が行う補償の対象となります。)
7	カイロプラクティクス(脊椎矯正療法)		



医療費が高額になったとき

担当 医療保険課
部署 医療保険担当

☎ 03-5320-7322

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

1 | 高額療養費

組合員及び被扶養者が組合員証・被扶養者証を使って医療機関等で受診した際に、各診療月の窓口負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、超えた額が「高額療養費」として支給されます。

◆ 69歳以下の場合

組合員の所得による区分	自己負担限度額(月額)
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×0.01 <多数回該当 140,100円>
標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×0.01 <多数回該当 93,000円>
標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 <多数回該当 44,400円>
標準報酬月額26万円以下	57,600円 <多数回該当 44,400円>
低所得者(住民税非課税等)	35,400円 <多数回該当 24,600円>

※「多数回該当」とは、同一医療機関等において自己負担限度額を超える窓口負担額の月が、過去12か月以内に3回以上あったとき、4回目から適用されます。

2 | 同一世帯の合算額が自己負担限度額を超えたとき

同一月に同一世帯内で21,000円以上の窓口支払額(医療機関ごと)が複数あるときは、その額を合算することができます。同一世帯の合算額が自己負担限度額を超えたとき「合算高額療養費」として給付されます。

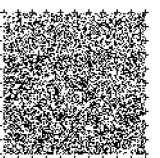
70歳以上の場合は、全ての窓口支払額を合算し、自己負担額を超えた額が給付されます。

なお、公費負担医療の場合は、合算の対象から除外される場合があります。この場合、自己負担限度額から50,000円※を控除した額が「家族療養費附加金」等として支給されます。

※標準報酬月額が530,000円以上の方は100,000円

● 請求手続

医療機関等からの請求によって当共済組合が処理するので、手続は不要です。



限度額適用認定証

担当 医療保険課
部署 給付担当

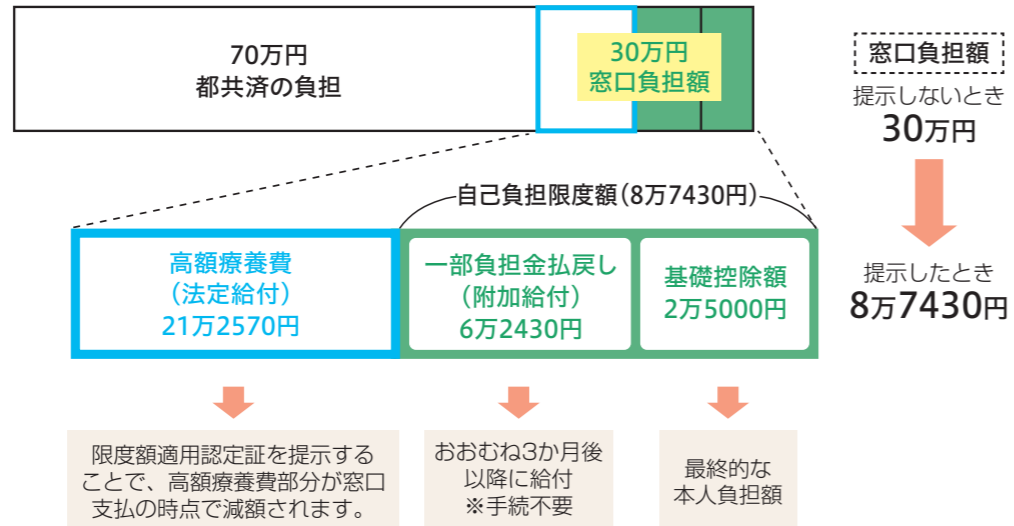
☎ 03-5320-7326

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員等が保険医療機関等で療養を受けた場合、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の窓口負担額が、高額療養費を除いた自己負担限度額に軽減されます。この場合、都共済が保険医療機関等に対して軽減された高額療養費を支払います。マイナンバーカードの保険証利用により、限度額適用認定証がなくても、同様の取扱いがされます。

◆ 限度額適用認定証の提示例

(組合員の入院、所得区分「ウ」(下記「医療費の自己負担割合」より)、総医療費100万円の時)



● 注意事項

① 限度額適用認定証の有効期限

当共済組合が申請書を受け取った日が属する月の1日から最長1年以内の月末までです。発行日を前月からとすることはできませんのでご注意ください。

(例 発行日 令和5年4月1日 有効期限 令和6年3月31日)

② 限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限

当共済組合が申請書を受け取った日が属する月の1日から次の7月末日までです。

※所得区分が変更した場合は、発行済みの認定証を返納してください。引き続き認定証が必要な場合は、再度申請手続が必要です。

● 申請手続

窓口負担額が高額になりそうときは、所属所(勤務先)を通じて「限度額適用認定申請書」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を当共済組合へ申請してください。所属所(勤務先)を経由して交付します。

自宅等へ郵送を希望される方は、申請の際に返信用封筒及び切手を同封してください。

◆ 医療費の自己負担割合

所得区分	標準報酬月額	対象者年齢	所得区分	標準報酬月額	対象者年齢
ア	83万円以上	69歳以下	現役並みⅢ	83万円以上	70歳以上
イ	53万円～79万円		現役並みⅡ	53万円～79万円	
ウ	28万円～50万円		現役並みⅠ	28万円～50万円	
エ	26万円以下		一般	26万円以下	
オ	住民税非課税世帯等		低所得者Ⅰ、Ⅱ	住民税非課税世帯等	

柔整、はり・きゅう師・マッサージ師の施術

担当 医療保険課
部署 給付担当

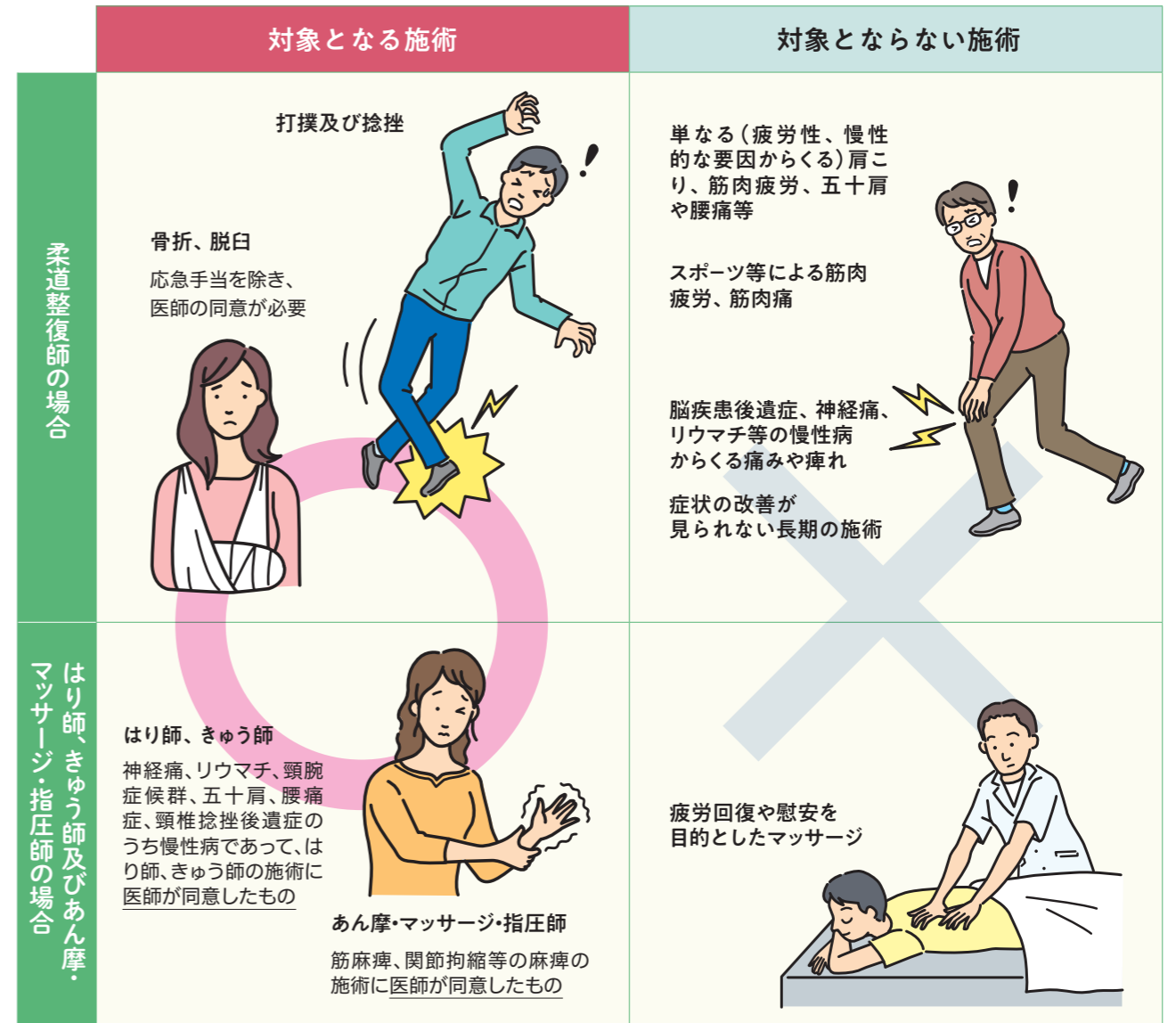
☎ 03-5320-7327

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員証・被扶養者証を使って受領委任制度を利用している柔道整復師の施術を受けた際に、骨折等療養費の対象となる施術は、3割の一部負担金で施術を受けられます。

受領委任制度を利用していない施術師から施術を受ける場合や、鍼灸・マッサージ等の施術費用は、いったん全額を支払い、後日療養費として当共済組合へ請求してください。

◆ 健康保険の対象となる施術は限られています



※保険医療機関(病院等)で同じ対象疾患の治療を受けている場合、健康保険は適用されません。

病気や負傷のために休業したとき（傷病手当金）

担当 医療保険課
部署 給付担当

☎ 03-5320-7326

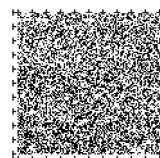
✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員が公務外の病気やけがによる療養のため勤務できなくなり、手当金が報酬を上回るときは、その差額を傷病手当金として支給します。

区分	傷病手当金	
	一般傷病	結核性傷病
支給金額	支給日数	支給期間内において、各月の週休日を除いた日数
	法定給付	<p>1日につき 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月の標準報酬月額 の平均額（※）×1/22（10円未満四捨五入）×2/3（円未満四捨五入）</p> <p>※支給開始日の属する月以前の直近の継続した標準報酬月額が定められている期間が12か月に満たない場合は次の1、2いずれか少ない額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額 2 前年度9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額
	附加給付	法定給付と同じ
支給期間	法定給付	<p>最長1年6か月</p> <p>最長3年</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原則として、当該傷病で3日間連続して勤務することができなかつた（待期間）後に支給が開始されます。 2 待期間後の勤務することができない期間において、傷病手当金の金額がその期間に支払われる報酬を上回っていないときは、支給開始にはなりません。傷病手当金の金額が報酬を上回ったあるいは報酬が支払われなくなった時点で支給開始となります。 3 傷病手当金の支給が一旦開始されると、その後の手当金支給の有無に関わらず、同一傷病によって勤務することができなかつた期間（病気休暇・病気休職等）が支給期間に通算されます。復職した期間のみ支給期間に含まれません。
	附加給付	<p>法定給付期間満了後最長6か月</p> <p>次の場合には、附加給付は対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 退職後の給付を受けるとき。 2 年金等を受給するとき。 3 附加給付が支給されているが、年金の受給を開始した場合、掛金を支払わなかった場合は、その後の附加給付は支給されません。
	請求手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 月ごとに所定の請求書と上欄の添付書類を所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して提出してください。 2 退職後国民健康保険に加入した人は、退職時の所属所（勤務先）を経由してください。 3 任意継続組合員は、在職期間中の休業となる初回請求分は退職時の所属所（勤務先）を経由し請求し、2回目以降は直接給付担当宛てに請求してください（郵送可）。

障害の状態になったときの年金 ※短期組合員対象外

組合員又は組合員であった方が、組合員期間中の病気又は負傷で、一定の障害の状態になったときに受給できる障害年金については、第8章を参照してください。



休業したとき（休業手当金）

担当 医療保険課
部署 給付担当

☎ 03-5320-7326

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員（任意継続組合員を除く）の被扶養者の病気又は負傷（介護休暇を取得した場合は除く）、不慮の災害や配偶者の死亡等やむを得ない事由のため欠勤し、手当金が報酬を上回るときは、その差額を休業手当金として支給します。

区分	休業手当金
支給金額	<p>1日につき、標準報酬日額（※）×50/100</p> <p>※標準報酬日額＝標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）</p>
支給日数	支給期間内において、各月の週休日を除いた日数
請求書類	<p>休業手当金請求書（様式第22号）</p> <p>請求書には、上記支給要件の支給事由に該当するものについて、所属所長の証明を受けてください。</p>
請求手続	所定の請求書（月ごと）と上欄の添付書類を、所属所（勤務先）の共済事務担当者を経由して提出してください。

介護休暇を取るとき（介護休業手当金）

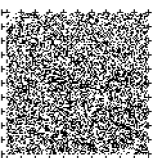
担当 医療保険課
部署 給付担当

☎ 03-5320-7326

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員（任意継続組合員を除く）が、要介護状態にある対象家族を介護するために介護休暇を取得し、手当金が報酬を上回るときは、その差額を介護休業手当金として支給します。

区分	介護休業手当金
支給金額	<p>1日につき、標準報酬日額（※）×67/100（円未満切捨）</p> <p>※標準報酬日額＝標準報酬月額×1/22（10円未満四捨五入）</p>
支給期間	<p>介護を必要とする一の継続する状態ごとに、介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間</p> <p>← 介護休業承認期間（初回） → (更新) →</p> <p>1か月目 2か月目 3か月目 4か月目 5か月目 6か月目 7か月目以降</p> <p>介護休暇 介護休暇 介護休暇 介護休暇</p> <p>通算して66日</p>
支給日数	支給期間内において、各月の週休日（例：土、日曜日）を除いた実際に介護休暇を取得した日数（1日の勤務時間の一部について取得した日は、支給対象となりません。）
支給対象	<p>支給対象となる家族の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居を要件としないもの 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹 ・同居を要件とするもの 父母の配偶者（継父母）、配偶者の父母の配偶者（配偶者の継父母）、子の配偶者（子の嫁や婿）及び配偶者の子で養子でない人（継子）





第2章 事故にあったとき



PDF版 ▶ 第2章

公務中・通勤途中の事故等で負傷したとき

担当部署 医療保険課 求償担当 | ☎ 03-5320-7328 | ✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

❗ 組合員証は使用できません 地方公務員災害補償基金に基づく補償が適用されます。

● 組合員証を使用する場合

医療機関を受診する前に必ず当共済組合に連絡し、その了承を得た上で医療機関にその旨を伝えてください。その後当共済組合に「公務（通勤）災害に伴う組合員証使用届」及び「公務（通勤）災害認定請求書」（写し）を1部提出してください。



第三者行為による事故・事件及び自損事故等にあったとき

担当部署 医療保険課 求償担当 | ☎ 03-5320-7328 | ✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

交通事故、暴行等第三者の行為による事故の場合は、組合員証等を使って治療を受けることができます。この場合は、医療費を当共済組合が立て替えているので、相手方への請求権を組合員から取得して費用を相手方へ請求します。

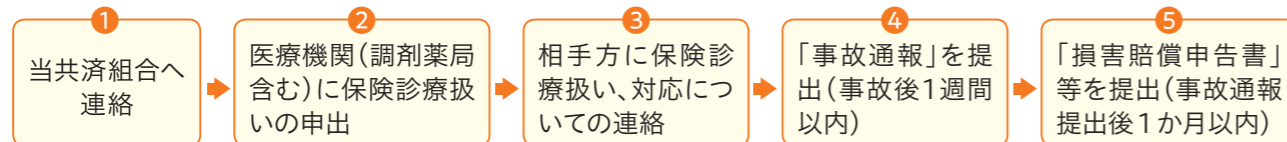
事故が起きた場合は、速やかに当共済組合への連絡をお願いします。

1 | 相手が判明しているとき

● 組合員証等を使用する場合

組合員は組合員証等を使用することとなったときは、相手方に対し、組合員証等を使って受診していること、当共済組合からの医療費等の請求に支払義務があることを説明してください。

● 手続方法 ❗ 事故後すみやかに連絡を! 03-5320-7328



交通事故の場合	交通事故以外の事故・事件の場合
1 損害賠償申告書	1 損害賠償申告書
2 自動車安全運転センターの交通事故証明書 (人身事故証明書) (写しでも可 ※原本が必要な場合もあります)	2 駅長等第三者の事故届証明書又は事故(事実)証明書
3 事故発生状況報告書	3 事故発生状況報告書 (交通事故以外の事故用)
4 念書(組合員用)	4 念書(組合員用)
5 念書(第三者用)	5 念書(第三者用)
6 第三者加入の自動車保険契約状況	6 治癒報告書
7 交通事故に関する情報の開示について	
8 治癒報告書	

上記のほか、診断書(写)が必要となる場合があります。

● 示談するとき

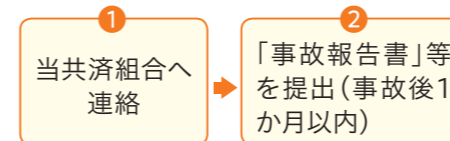
示談するときは、当共済組合と協議しながら進めてください。

2 | 相手が不明のとき

● 組合員証等を使用する場合

交通事故でひき逃げされたとき、傷害事件で加害者が逃亡したとき等、相手が不明の場合、当共済組合への連絡と「事故報告書」等を提出すると、組合員証等を使って診療を受けることができます。

● 手続方法 ❗ 事故後すみやかに連絡を! 03-5320-7328



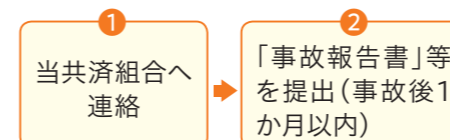
交通事故の場合 (ひき逃げ等相手不明のとき)	交通事故以外の事故・事件の場合 (傷害事件等によりけがをしたとき)
1 事故報告書	1 事故報告書
2 診断書(写しでも可)	2 事故発生状況報告書(交通事故以外の事故用)
3 自動車安全運転センターの交通事故証明書 (人身事故証明書) (写しでも可 ※原本が必要な場合もあります)	
4 事故発生状況報告書	

3 | 自損事故等のとき

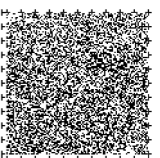
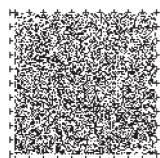
● 組合員証等を使用する場合

当共済組合への連絡と「事故報告書」等を提出すると、組合員証等を使って診療を受けることができます。

● 手続方法 ❗ 事故後すみやかに連絡を! 03-5320-7328



交通事故の場合 (交通事故での死亡を含む)	死亡した場合	自殺未遂をした場合 (精神疾患に起因する場合のみ対象)
1 事故報告書	1 事故報告書	1 事故報告書
2 自動車安全運転センターの交通事故証明書 (人身事故証明書) (写しでも可 ※原本が必要な場合もあります)	2 死体検案書又は死亡診断書 (写しでも可)	2 診断書(精神疾患であることの診断書、写しでも可)
3 事故発生状況報告書		





第3章 災害にあったとき



PDF版 ▶ 第3章

災害見舞金

担当部署 医療保険課 求償担当

☎ 03-5320-7328

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

災害によって組合員の住居や家財に損害が生じた場合、損害の程度に応じて見舞金が支給されます。(別居の被扶養者が住んでいる住居を含む)



区分	災害見舞金
災害の範囲	洪水、津波、地震、火災、落雷、地割れ、竜巻、台風、豪雨による浸水、がけ崩れ等、主として、自然現象による災害をいいます。
住居・家財の範囲	<p>住居 組合員が現に生活の本拠として居住している建物をいい、自家、借家、借間、公営住宅、職員住宅の別を問いません。 なお、門、塀、垣根、倉庫、物置、納屋及び車庫は対象外とします。</p> <p>家財 住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいますが、山林、田畑、宅地、貸家等の不動産や現金、預貯金、有価証券等は含まれません。車両は1台のみ対象です。また、家畜及び日常生活使用する衣類・生活雑貨等の比較的低廉な物は対象外とします。</p>
支給金額	<p>損害の程度に応じた額が支給されます。</p> <p>住居及び家財の両方に損害があったときは、それぞれについて別個に計算した額の合計額が支給されます(支給限度月数：3か月)。</p>
請求手続等	<p>1 災害速報の提出 「災害速報」によって、所属所(勤務先)の共済事務担当者を経由して速やかに届け出てください。</p> <p>2 現地調査 「災害速報」に基づき、当共済組合が現地調査を行います。</p> <p>3 請求手続 現地調査後に、所定の請求書と添付書類を、所属所(勤務先)の共済事務担当者を経由して提出してください。</p>

弔慰金・家族弔慰金

担当部署 医療保険課 求償担当

☎ 03-5320-7328

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

災害によって死亡した場合、当共済組合の弔慰金・家族弔慰金を請求できます。

区分	弔慰金	家族弔慰金
災害の範囲	洪水、津波、地震、火災、落雷、地割れ、竜巻、台風、豪雨による浸水、がけ崩れ等、主として、自然現象による災害をいいますがその他予測し難い事故(下記「※」欄参照)も含まれます。	
支給金額	標準報酬月額	標準報酬月額×70/100

※その他予測しがたい事故

- ① その事故による死亡の要素が、客観的にみて、社会通念上予想し難い不慮の事故であること。
- ② その事故の直後に、医療効果が得られないような状態で死亡したものであること。
- ③ その事故による死亡が、原則として、他動的原因に基づくものであること。



第4章 こどもが生まれたとき



PDF版 ▶ 第4章

出産費・家族出産費

担当部署 医療保険課 給付担当

☎ 03-5320-7326

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員及び被扶養者が出産した場合、出産費・家族出産費を支給します。家族出産費は、当共済組合の被扶養者の資格認定を受けた方が出産した場合に支給します。



区分	出産費・家族出産費
支給金額	法定給付 定額 42万円又は40万8千円(「参考」の1参照)
	附加給付 定額 5万円
請求手続等	<p>参考</p> <p>1 「産科医療補償制度」に加入している医療機関等における制度対象分娩の場合は、42万円を給付します。当該制度未加入の医療機関等における出産及び同制度の対象外分娩の場合は、40万8千円を給付します。(今後変更になる可能性があります。最新の金額はPDF版をご覧ください。)</p> <p>2 多胎児の場合は、出産児数分が支給されます。</p>
	<p>請求手続</p> <p>次のいずれかを利用し請求してください。</p> <p>1 直接支払制度を利用する。 2 受取代理制度を利用する。</p> <p>3 上記のいずれも利用せず、出産に要した費用全額を直接医療機関等に支払う。請求書と各添付書類を、所属所(勤務先)の共済事務担当者を経由して提出してください。任意継続組合員は、旧所属の証明は不要ですので、直接給付担当宛てに請求してください(郵送可)。</p>

1 直接支払制度・受取代理制度とは

出産費・家族出産費には、直接支払制度(出産後申請)と受取代理制度(出産予定日の2か月前までを目途に事前申請)があります。医療機関等によって採用している制度が異なるので、医療機関等に確認してください。どちらの制度も利用しない場合は、出産費用の全額を支払い、当共済組合に請求してください。

区分	直接支払制度	受取代理制度
申請時期	出産後申請	出産予定日の2か月前までを目途に事前申請
利用可能額	法定給付額 42万円まで(産科医療補償制度の対象外分娩の場合40万8千円まで)	出産費用が 47万円を超えた場合は、超えた額を医療機関等に支払(産科医療補償制度の対象外分娩の場合45万8千円まで)
支給金額	<p>出産費用が42万(法定給付額)未満の場合に差額を支給します。</p> <p>(例) 出産費 35万円の場合 42万円(法定給付額) - 35万円 = 7万円 7万円 + 5万円(附加給付額) = 12万円 12万円を支給します。</p>	<p>出産費用が47万円(法定給付額42万円+附加給付額5万円)未満の場合に差額を支給します。</p> <p>(例) 出産費 35万円の場合 47万円(法定給付額+附加給付額) - 35万円 = 12万円 12万円を支給します。</p>

出産手当金

担当 医療保険課 給付担当 | ☎ 03-5320-7326 | ✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員（任意継続組合員を除く）が出産のため勤務できなくなり、手当金が報酬を上回るときに支給されます。組合員が出産した場合には、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は、98日）から出産の日後56日までの間において勤務に服することができなかった期間、出産手当金を支給します。

育児休業手当金

担当 医療保険課 給付担当 | ☎ 03-5320-7326 | ✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員（任意継続組合員を除く）が育児休業中に支給を受けられる現金給付です。請求の期間は以下の2通りです。

1歳前請求	<p>育児休業期間のうち、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで支給されます。</p> <p>支給金額 育児休業開始から180日まで 1日につき、標準報酬日額×67/100（円未満切り捨て） 育児休業開始から181日以降 1日につき、標準報酬日額×50/100（円未満切り捨て） ※支給日額には上限があります。</p>
1歳後請求	<p>子の1歳の誕生日以後に引き続き育児休業が承認されている場合で、次の1から3を満たしている場合支給されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所における保育の利用を希望していること。 2 1歳に達する日（誕生日の前日）までに保育所の入所申込みを行っていること。 3 その子が1歳に達する日後（誕生日後）の期間について当面保育が実施されないとき。 <p>※「子が1歳6か月を迎えた日後2歳に達する日まで」延長する際は改めて1歳後請求を行う必要があります。</p>

——医療費の返還について——

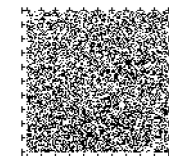
ご注意ください

資格喪失後に医療機関などを受診された場合、医療費を返還していただきますのでご注意ください

組合員、被扶養者の資格喪失手続後、当共済組合の組合員資格、被扶養者資格は喪失となり、現在お持ちの組合員証や被扶養者証は使用できなくなります。資格喪失後は、組合員証や被扶養者証を絶対に使用しないでください。

組合員証や被扶養者証を使用された場合は、当共済組合が負担した医療費7割（一部8割または9割）と附加金などの給付金全額を一括返還していただきます※。

※ 医療機関などの受診回数、受診内容によっては高額な医療費などを返還していただく場合があります。



第5章 死亡したとき



PDF版 ▶ 第5章

埋葬料・家族埋葬料

担当 医療保険課 給付担当 | ☎ 03-5320-7326 | ✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

埋葬料は、組合員が公務外で亡くなった場合に被扶養者又は葬儀を行った方へ支給します。家族埋葬料は、当共済組合の被扶養者の認定を受けた方が亡くなった場合に支給します。



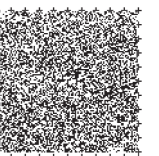
区分	埋 葬 料		家 族 埋 葬 料
	被扶養者がいる場合	被扶養者がいない場合	
支給金額	法定給付（定額5万円） 附加給付（定額5万円） 合計10万円	<ul style="list-style-type: none"> 埋葬に要した費用(※) < 10万円 実際に要した費用に当たる金額が支給されます。 埋葬に要した費用 ≥ 10万円 10万円が支給されます。 ※祭壇料、霊柩車代、埋（火）葬料、供物及びお経代等が対象。葬祭時の飲食費等及び消費税は対象外	法定給付（定額5万円） 附加給付（定額5万円） 合計10万円
支給対象者	被扶養者	実際に埋（火）葬を行った方	組合員
請求者	被扶養者	実際に埋（火）葬を行った方	組合員
請求書類	埋葬料同附加金 家族埋葬料同附加金請求書（様式第10号）		
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し）→上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。 □座振込依頼書[短期給付金用] 	<ol style="list-style-type: none"> 市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し）→上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。 埋葬に要した費用の領収書（原本・写し）及明細書（原本・写し）※ ※ 祭壇料、霊柩車代、埋（火）葬料、供物及びお経代等の領収書は、不要です。領収書原本は確認後返却しますので、写しも併せて添付してください。 □座振込依頼書[短期給付金用] 	市区町村長発行の「埋（火）葬許可証」（写し）→上記許可証が提出できない場合は「死亡診断書又は死体検案書」（写し）でも可能です。

弔慰金・家族弔慰金

災害によって死亡した場合の弔慰金・家族弔慰金については、第3章を参照してください。

遺族に対する年金 ※短期組合員対象外

死亡した方によって生計を維持されていた遺族の方に支給される遺族年金については、第8章を参照してください。





第6章 健康づくり



PDF版 ▶ 第6章

特定健康診査・生活習慣病健診・特定保健指導

担当 健康増進課
部署 特定健診担当

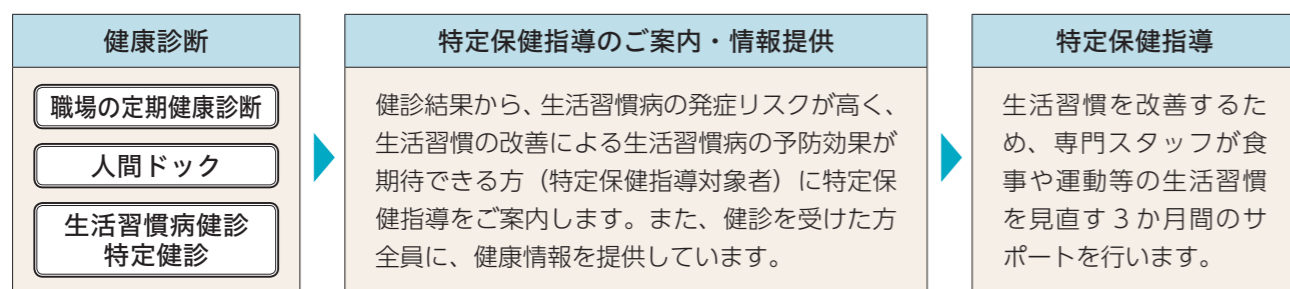
☎ 03-5320-7466・7465

ホームページをご確認の上、お問合せください。
✉ S9000062@section.metro.tokyo.jp
メール送信の際は、個人情報に十分ご注意ください。

医療保険者として、4月1日現在において都共済に加入されている40～74歳の組合員及び被扶養者の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。



◆ 当共済組合実施の特定健康診査・特定保健指導の流れ



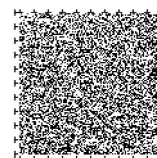
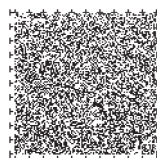
◆ 被扶養者、任意継続組合員等向け特定健診・生活習慣病健診の内容

利用対象者	4月1日現在において都共済に加入している40～74歳の任意継続組合員、被扶養者及び職場の定期健康診断を受診できない一部の短期組合員（当該年度中に40歳になる方、また75歳になる方も74歳のうちは対象者です。） 4月1日現在において都共済に加入している方を対象としていますので、 年度途中に加入した方は、利用対象となりません。 職場の定期健康診断を受診される組合員の方については、法令に基づき、健康診断結果を各任命権者から収集し、特定健診に代えています。 また、利用対象者は、健診受診当日に組合員・被扶養者の資格がある方に限ります。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になりますので、ご注意ください。
費用	無料（全額助成） ・乳がん検診等をオプションで追加する場合は、その部分のみ自己負担になります。 ・オプション検査は、医療機関によって異なります。詳しくは、都共済ホームページをご覧ください。
実施時期	7月～2月(予定)
実施場所	指定する医療機関又は巡回健診会場等

※健診実施時期・実施場所・申込方法・申込期限等の詳細については、6月頃ご自宅にお送りする「生活習慣病健診・特定健診受診のご案内」の冊子又は都共済ホームページを参照してください。なお、職場の定期健康診断を受診できない一部の短期組合員の方については、別途、所属経由でご案内いたします。

！ 組合員資格を有しない場合は利用できません

※このページに掲載されている全ての事業・施設は、申込みと利用時点の両方で組合員資格を有しない場合は利用できませんので、十分に注意してください。



人間ドック

担当 健康増進課
部署 特定健診担当

☎ 03-5320-7352

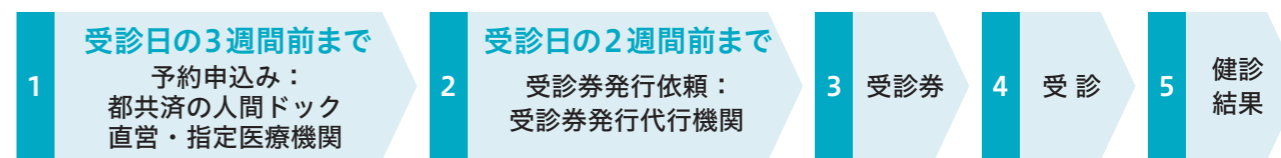
ホームページをご確認の上、お問合せください。
✉ S9000062@section.metro.tokyo.jp
メール送信の際は、個人情報に十分ご注意ください。

職場の定期健康診断を受けた方も都共済が指定している医療機関で人間ドックの助成を受けることができます。自覚症状のない方も身体の各部位の精密検査を受け、健康づくりに役立てましょう。

◆ 人間ドックの概要

助成区分	一般	節目ドック	永年勤続退職予定者
助成対象者	35歳以上（年度末現在）の組合員及び被扶養者	年度内に満45、50歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者	次のいずれかに該当する組合員 ①定年又は勸奨により退職する ②組合員期間が20年以上で退職する ③他共済組合から引き続き当組合員期間が通算して20年以上で退職する
助成額	25,000円	30,000円	35,000円
種別	「日帰り人間ドック」「大腸人間ドック」「脳ドック」「女性ドック A」「女性ドック B」 医療機関によって異なりますので、詳細については、都共済ホームページをご覧ください。		
利用期間	実施年度の3月末日まで ※医療機関によっては、上記の期限が早まる場合があります。	実施年度の12月末日まで (各機関年末休業を除く。)	退職予定日の1年前から 退職日翌日の6か月後まで (退職日までに受診券発行依頼までの手続きが必要です。)
	利用回数：年度内いずれか1回		
医療機関	アジュール竹芝総合健診センター他 都共済の指定医療機関	アジュール竹芝総合健診センター又は 東京都教職員互助会三楽病院	
利用条件	◆ 任意継続組合員、被扶養者及び職場の定期健康診断の対象外の短期組合員等については、受診日の属する年度に特定健診・生活習慣病健診を受けていないこと。 ◆ 資格喪失後の受診はできません。		◆ 退職予定日の属する年度に人間ドック助成（一般・節目）を受けていないこと。 ◆ 再任用職員等の期間満了の方は対象にはなりません。

● 利用方法（予約申込み・受診券発行依頼の際は、お手元に組合員証等をご用意ください。）



※永年勤続退職予定者の助成は、「人間ドック受診券申請書（永年用）」に所属の共済事務担当者の記入欄があるため、郵送又はFAXのみでの申込みになります。

※予約の取消し又は予約日・医療機関・助成区分等の変更は、医療機関及び受診券発行代行機関にご連絡ください。

！ 申込みと利用時点の両方で組合員資格を有しない場合は利用できません

アジュール竹芝総合健診センター

都共済直営の健診センターです。東京湾に面した明るい環境と充実した検査機能を備えています。

住所	〒105-0022 東京都港区海岸 1-11-2 アジュール竹芝 17階		
TEL	03-3437-2701（直通）	ホームページ	https://www.genkiplaza.or.jp/azur/



健康づくり・疾病予防等各種事業

組合員及び被扶養者の健康づくりやメンタルヘルスの維持・向上のため、様々なサポートを行っています。

1 | 専門講師派遣

担当 健康増進課
部署 健康づくり推進担当 ☎ 03-5320-7462 ✉ S9000062 @section.metro.tokyo.jp

職場における健康づくりの充実・強化を図るため、職場で開催される講習会等に専門講師を派遣します。

2 | 保健指導教材貸出

担当 健康増進課
部署 健康増進担当 ☎ 03-5320-7462・7464 ✉ S9000062 @section.metro.tokyo.jp

血管年齢測定器（BCチェッカー）等、各事業所に健康づくりに関する教材の貸出しを無料で行っています。

3 | 森林セラピー利用助成

担当 健康増進課
部署 健康増進担当 ☎ 03-5320-7464 ✉ S9000062 @section.metro.tokyo.jp

NPO 法人森林セラピーソサエティの認定を受けた檜原村と奥多摩町の森林セラピーと、森の中での体験を組み合わせた様々なコースを実施し、参加費の一部を助成しています。

4 | こころの相談事業

担当 健康増進課
部署 精神保健担当 ☎ 03-5320-7765 ✉ S9000062 @section.metro.tokyo.jp
こころの相談は電話・面談で実施します。

こころの悩みやストレスについて、組合員だけでなくご家族からの相談も直接受けています。相談内容については秘密を厳守します。

◆ 心理カウンセラーによる電話相談・面談相談

相談日・相談時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く。）9：00～12：00、13：00～17：00

※面談相談は予約制です。事前にお電話をお願いします。

5 | 委託体育施設

担当 厚生課
部署 保健施設担当 ☎ 03-5320-7388 ✉ S9000065 @section.metro.tokyo.jp

健康の維持・増進や運動の習慣づけを支援するため、民間のスポーツクラブと提携し、利用料金の一部を助成しています。

利用対象者 組合員及び被扶養者
注意：公立学校共済組合員、既に退職された方（任意継続組合員を除く）、被扶養ではない家族等については対象外です



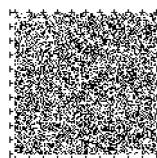
6 | 清瀬運動場

所在地	〒204-0023 清瀬市竹丘 3-10-5	電話	042-492-5445
交通	西武池袋線「清瀬」駅（南口）からバス（久米川駅行き）で「全生園南」下車徒歩2分 西武新宿線「久米川」駅からバス（清瀬駅行き）で「全生園南」下車徒歩2分		
休業日	毎週水曜日（祝日の場合は営業）・年末年始（12/29～1/3）		
利用対象者	組合員及び被扶養者（配偶者、パートナーシップ関係の相手方、子及び父母については被扶養者でない者を含む）、共済施設利用証をお持ちの方、その他の方		



！ 組合員資格を有しない場合は利用できません

※このページに掲載されている事業・施設（清瀬運動場を除く）は、申込みと利用時点の両方で組合員資格を有しない場合は利用できませんので、十分に注意してください。



医療機関

● シティ・ホール診療所（直営医療機関） ●

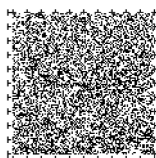
所在地	〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 17階北側	
診療科目	内科	内科一般診療、急病への対応の他、循環器科、消化器科の専門医による専門性の高い診療も行っています。検査では、心電図検査、レントゲン検査の他に、血管年齢を調べる脈波検査や、心臓・腹部・頸部のエコー検査、ホルター心電図検査等も実施しています。また、睡眠時無呼吸症候群の検査・治療も行っています。生活習慣病の治療や健康診断の結果で気になることがある場合、体調がすぐれないとき、心配なことがあるとき等何でも相談してください。
	外科・整形外科	一般外科、整形外科、消化器科の診療を行っています。整形外科では腰痛、膝痛、肩痛の原因となる疾患、すなわち腰痛症、腰椎椎間板ヘルニア、腰部脊柱管狭窄症、変形性膝関節症、五十肩等について、検査・治療を行っています。また、骨密度検査も実施しています。
	皮膚科	水虫、湿疹・かぶれ、イボ、にきび等皮膚科全般の診療を行っています。漢方治療等も実施しています。小手術等対応が困難なものについては、ご希望する病院へ適宜紹介しますので、皮膚や爪について、心配なことがありましたら何でも相談してください。
	眼科	眼の疾患全般の診療を行っています。緑内障、ドライアイ、眼底出血、糖尿病性網膜症等の慢性疾患の管理に力を入れています。
	耳鼻咽喉科	耳、鼻、咽頭の疾患全般の診療を行っています。聴力・内視鏡検査、その他の各種検査も実施しています。
	歯科口腔外科	一般歯科診療を中心に、専門性の高い診療も行っています。また、基礎疾患のある方にも安心して受診していただけます。
診療受付時間帯	○診療受付時間 8:45～11:00 12:30～15:45 ○都庁閉庁日は休診です。 ○休診予定をホームページでお知らせしています。 (https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/city-hall/main.html)	
電話	○ダイヤルイン 03-5320-7358（内線 63-821）	



●（公社）東京都教職員互助会三楽病院 ●

都共済は、三楽病院と医療連携・協力を行っており、他の医療機関からの紹介状なしで受診した際の非紹介患者加算等の助成を受けることができます。金額などの詳細は、三楽病院のホームページをご確認ください (<https://www.sanraku.or.jp/>)。

所在地 東京都千代田区神田駿河台 2-5 電話 03-3292-3981（代表）





第7章 保養・宿泊施設



PDF版 ▶ 第7章

保養施設 (箱根路開雲)

箱根湯本駅から徒歩8分という好立地に位置し、全36室・定員138名で和室のほか、和洋室や特別室、バリアフリーなど様々なタイプを取り揃えています。カラオケルームや貸切風呂もあります。

所在地	〒250-0311 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 521-4 電話 0460-85-6678 ホームページ https://www.ichinoyu.co.jp/kaiun/
アクセス	小田急線箱根登山鉄道「箱根湯本」から徒歩8分 ※箱根湯本駅から箱根湯本温泉郷巡回バス（滝通りAコース）あり。(有料)



総合保健施設 (アジュール竹芝)

婚礼、宿泊、会議、宴会の設備と、健康管理・増進の機能を併せ持った総合保健施設です。目的に応じて直接施設に申し込んでください。

所在地	〒105-0022 港区海岸 1-11-2 03-3437-2011 (ホテル代表) ホームページ http://www.hotel-azur.com/kyosai/
アクセス	JR 山手線・京浜東北線 浜松町駅北口から徒歩7分 東京モノレール 浜松町駅から徒歩7分 都営浅草線・大江戸線 大門駅 B1 出口から徒歩8分 臨海新交通 (ゆりかもめ) 竹芝駅から徒歩1分



夏・冬の保健施設

担当部署 厚生課 保健施設担当 | ☎ 03-5320-7388 | ✉ S900065@section.metro.tokyo.jp

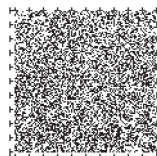
夏季及び冬季(年末年始)期間、民間の宿泊施設を借り上げ、夏・冬の保健施設を開設しています。詳しくは都共済ホームページ等でお知らせします。



❗ 申込みと利用時点の両方で組合員資格を有しない場合は利用できません

区分	施設	夏季保健施設	冬季保健施設
開設期間		7月21日～8月31日 (延長期間: 7月1日～7月20日 9月1日～9月30日) 開設期間は施設によって異なります。	12月28日～ 1月3日
施設案内の提供等		都共済ホームページ(組合員ページ)で、施設案内及び空室情報等の提供をしています。 https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/	

※開設期間は令和4年度の実施期間です。当該年度の開設期間は都共済ホームページでご確認ください。
※各施設の利用対象者に関しては、共済ハンドブックPDF版を参照してください。



リフレッシュ宿泊施設 (借上施設)

担当部署 厚生課 保健施設担当 | ☎ 03-5320-7388 | ✉ S900065@section.metro.tokyo.jp

都共済の借上施設には、「夏季及び冬季」のほかに、年間を通じて利用できる「週末施設」と「春季及び秋季」のリフレッシュ宿泊施設を開設しています。



❗ 申込みと利用時点の両方で組合員資格を有しない場合は利用できません

開設日	週末施設 夏・冬季施設の開設期間を除いた、金曜日、土曜日、月曜日が祝日となる週の日曜日、及び指定日 春季施設 4月下旬から5月上旬までのゴールデンウィーク 秋季施設 10月上旬から11月下旬までの紅葉シーズン ※施設により、開設日が異なります。 開設日は都共済ホームページ (https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/) 掲載の「 <u>リフレッシュ宿泊施設 開設日カレンダー</u> 」をご覧ください。
借上施設等	借上施設・利用料金等については、都共済ホームページ (https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/prv/) 掲載の「 <u>リフレッシュ宿泊施設施設案内(利用料金等)</u> 」をご覧ください。
利用日数	1回の利用は連泊2泊まで ※年間の利用回数及び利用泊数の制限はありません。

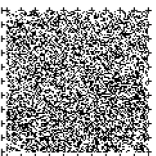
都内宿泊施設

担当部署 厚生課 保健施設担当 | ☎ 03-5320-7388 | ✉ S900065@section.metro.tokyo.jp

島しょの支庁等や伊豆・房総・被災地等都外にある事業所に勤務する組合員等が公務外で都内に宿泊するために、「都内宿泊施設」を開設しています。

施設区分	アジュール竹芝	銀座キャピタルホテル茜
所在地	〒105-0022 港区海岸 1-11-2 http://www.hotel-azur.com/kyosai/	〒105-0045 中央区築地 2-1-4 https://www.ginza-capital.jp/
電話	03-3437-2011	03-3543-7888
アクセス	JR 浜松町駅北口から徒歩7分 都営浅草線・大江戸線大門駅から徒歩8分 臨海新交通 (ゆりかもめ) 竹芝駅から徒歩1分	地下鉄日比谷線築地駅から徒歩1分 地下鉄有楽町線新富町駅からすぐ JR 有楽町駅から徒歩15分

※各施設の利用対象者に関しては、共済ハンドブックPDF版を参照してください。





第8章 年金について

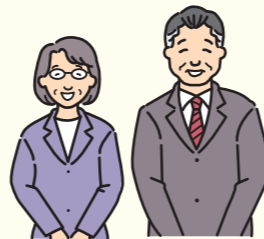
対象外
短期組合員等

PDF版 ▶ 第8章

公的年金制度について

担当部署 年金課 | ☎ 0570-03-4165 (ナビダイヤル) | ✉ S9000063@section.metro.tokyo.jp

公的年金制度は老後の生活を世代が順送り支えあうとともに、若いうちに障害を負ったときや死亡した場合に、本人や遺族の生活を支える重要な機能を果たすものです。日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する「国民年金（基礎年金）」と、民間企業等に勤めている方、公務員、私立学校の教職員等が加入する「厚生年金保険」があります（厚生年金保険の加入者は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する形になっています）。



また、公務員の共済組合の年金には、平成27年9月30日までの共済組合員期間に応じた額が支給される「経過的職域加算額（共済年金）」及び平成27年10月に新設された、平成27年10月1日以降の共済組合員期間に応じた額が支給される「年金払い退職給付」があります（共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分は平成27年9月で廃止されました）。

◆ 公的年金制度しくみ



◆ 受給できる年金の種類

年金の種類	老齢年金	障害年金	遺族年金
年金制度			
年金払い退職給付	退職年金	(公務障害年金 ^{*3})	(公務遺族年金 ^{*4})
経過的職域加算額	退職共済年金(経過的職域)	(障害共済年金(経過的職域) ^{*1})	(遺族共済年金(経過的職域) ^{*2})
厚生年金保険	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
国民年金	老齢基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金

※1 障害共済年金（公務及び公務外）は初診日が平成27年9月30日以前の場合のみ支給されます。
 ※2 遺族共済年金は公務遺族年金を受給する場合は支給されません。
 ※3 初診日が平成27年10月1日以降の公務災害（通勤災害を除く）による障害の場合に支給されます。
 ※4 平成27年10月1日以降の公務災害（通勤災害を除く）による死亡の場合に支給されます。

1 | 老齢年金

老齢年金は老後の暮らしを支える年金で、基本は65歳になると受給できる年金です。

老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入者であった方が、以下の条件をすべて満たした場合に支給されます。

- 65歳^{*1}に達していること。
- 「公的年金の加入期間等」^{*2}が10年以上（平成29年8月より前は「25年以上」）あること。
- 被用者年金の加入期間等が1月以上あること。

※1 被用者年金の加入期間の合計が1年以上ある場合には、生年月日に応じて65歳前に受給権が発生する受給開始年齢の経過措置があります。
 ※2 「公的年金の加入期間等」とは、国民年金と厚生年金保険の加入期間に、合算対象期間（加入期間には加えるが、年金額の計算には入れない期間）を合計した期間です。

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方が、65歳になったときに支給されます。

「公的年金の加入期間等」が10年以上（平成29年8月より前は「25年以上」）あることが必要です。

退職共済年金（経過的職域）

1年以上の平成27年9月に引き続き共済組合員期間がある方が、老齢厚生年金の受給要件を満たしているとき、老齢厚生年金に上乗せする形で支給されます。

退職年金（年金払い退職給付）

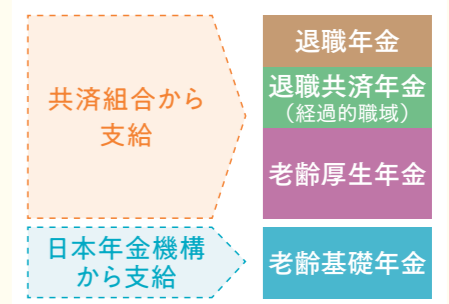
平成27年10月以降の共済組合員期間があり、65歳以降で、共済組合員でなくなったときに支給されます。

在職老齢年金

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者、国会議員又は地方議会議員になった場合には、その賃金等^{*1}、年金月額^{*2}に応じて、老齢厚生年金額の一部又は全額が支給停止となります。厚生年金の加入は70歳未満までとなっていますが、70歳以上の共済組合及び民間会社の被用者（在職者）もこの制度の適用を受けます。

令和4年4月以降の停止額の計算方法
 賃金等+年金月額 ≤ 「(A)の金額」の場合：支給停止額は0（全額支給）
 賃金等+年金月額 > 「(A)の金額」の場合：支給停止額（月額）=（賃金等+年金月額 - 「(A)の金額」）÷2
 「(A)の金額」は毎年度見直されます。R4年度は47万円、R5年度は48万円です。

※1 賃金等：「標準報酬月額」とその月以前1年間に受けた「標準賞与額を12等分」した額との合計額で正式には総報酬月額相当額という。
 ※2 年金月額：老齢厚生年金額の報酬比例の額を12等分した額で正式には「基本月額」という。



2 | 障害年金

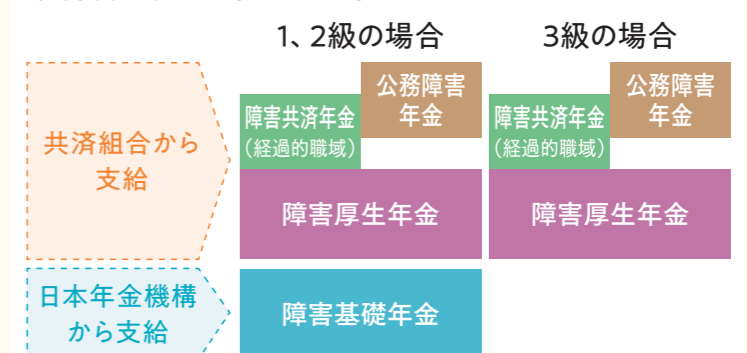
障害年金は、病気やけがで生活や仕事等が制限されるようになったときに、現役世代の方も含めて受給できる年金です。

障害厚生年金

障害厚生年金は以下の①または②の条件を満たす場合に支給されます。

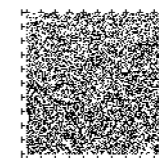
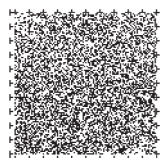
- 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある傷病で障害の状態となり、障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又は傷病が治ったときや症状が固定したとき）に、障害の程度が1級から3級の状態にあるとき。
- 障害認定日に障害の程度が1級から3級の状態になく、その後65歳になる前々日までの間に、障害の程度が1級から3級の状態になり、その期間内に請求があったとき。

◆ 障害等級と支給される年金



障害基礎年金

障害の程度が1級又は2級に認定されたときに支給されます。初診日が国民年金加入中等の条件があります。



3 | 遺族年金

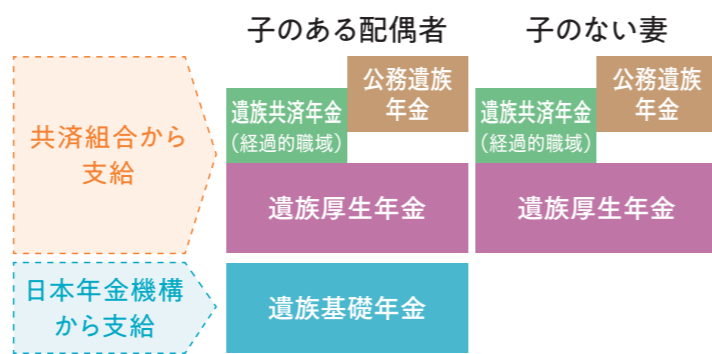
遺族年金は、公的年金に加入している方、加入していた方及び年金を受け取っている方が死亡したときに、死亡した方に生計を維持されていた遺族に対して支給されます。

遺族厚生年金

遺族厚生年金は以下の場合に支給されます。

- 1 厚生年金保険の被保険者期間中に死亡したとき。
- 2 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある病気やけがで、初診日から5年以内に死亡したとき。
- 3 1級又は2級の障害厚生年金、障害共済年金を受給中又は受給できる方が死亡したとき。
- 4 老齢厚生年金、退職共済年金を受給中又は受給資格（公的年金の加入期間等が25年以上に該当する場合に限る）を満たした方が死亡したとき。

◆ 遺族に支給される年金



遺族厚生年金を受け取れる遺族

厚生年金保険の加入者又は厚生年金保険の加入者であった方の死亡当時、その方によって生計を維持されていた「1配偶者及び子、2父母、3孫、4祖父母」です。遺族には優先順位があり、収入要件や年齢要件が定められています。

遺族基礎年金

「子のある配偶者」又は「子」の場合で、国民年金の被保険者の死亡の他、「公的年金の加入期間等」が25年以上で老齢基礎年金受給中又は受給できる方の死亡等の条件を満たした場合に支給されます。

4 | 経過的職域加算額(共済年金)と年金払い退職給付

「経過的職域加算額(共済年金)」の制度は、平成27年10月以降に受給権が発生する方で、1年以上の平成27年9月に引き続き共済組合員期間を有する方に、経過措置として支給される年金です(共済年金の上乗せ部分である職域年金相当部分は平成27年9月で廃止されました)。

「年金払い退職給付」は平成27年10月に新設された退職年金給付制度で、将来自分が受給する際に必要な原資を労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」の給付です。退職年金のほか、公務(通勤災害を除く)による公務障害年金、公務遺族年金があります。

5 | 離婚時の年金分割

離婚時の年金分割には、将来受け取る年金の計算の基礎となる「標準報酬等(保険料納付記録)」を分割する制度で、「合意分割」と「3号分割」の2つの制度があります。

「合意分割」は、当事者2人の合意又は裁判手続により按分割合を定め、当事者双方、又は当事者の一方からの請求により、2人の厚生年金の標準報酬等を分割します。「3号分割」は国民年金第3号被保険者であった方からの請求で、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬等を2分の1ずつ分割できる制度です。

6 | 年金に係る源泉徴収票の確定申告時電子提供(e-私書箱)

e-私書箱とは、確定申告時に添付する「年金に係る源泉徴収票」を電子的に提供するサービスです。利用者は確定申告時にマイナポータルサイトを通じて、国税庁の「e-tax」に取得した「源泉徴収票」を提供します。



第9章 組合員について



PDF版 第9章

組合員

担当部署 医療保険課
資格担当

☎ 03-5320-7324・7325

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

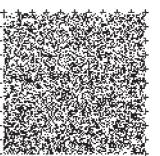
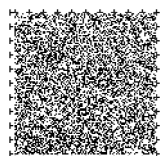
東京都、特別区及び当共済組合の常勤の職員となった方は、その日から当共済組合の組合員になります。ただし、公立学校共済組合等の他の共済組合に加入する方は除きます。また、令和4年10月から、一定の要件を満たす方を組合員とする制度改正が行われました。



1 一般組合員(特別職を含む。)	次の2~11以外のすべて(フルタイムの再任用職員も含む。)の組合員。特別職の職員である組合員とは、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員等です。
2 知事組合員	知事・特別区の区長である組合員(知事長期組合員を除く。)
3 特定消防組合員	消防司令以下の消防職員である組合員
4 長期組合員	高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者である組合員等
5 知事長期組合員	長期組合員のうち知事及び特別区の区長である組合員
6 船員一般組合員	船員保険の被保険者である組合員
7 継続長期組合員	地方公務員等共済組合法第140条に規定する公庫等に転出した職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第11条に基づく特定法人への派遣職員で、長期給付のみ適用される組合員
8 任意継続組合員	退職日まで引き続く組合員期間が1年と1日以上ある方が希望する場合には、退職日の翌日から19日以内に掛金の払込みを含めた手続を完了することにより、最長2年間、短期給付(介護休業手当金や育児休業手当金等、一部の給付を除く。)及び福祉事業が適用される組合員
9 短期組合員	地方公務員等共済組合法第74条第2項各号に規定する職員(※長期給付の適用を受けない職員)である組合員
10 後期高齢者等短期組合員	後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員
11 船員短期組合員	船員保険の被保険者である短期組合員

● マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

医療機関・薬局等でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる等のメリットがあります。



1 | 組合員証

● 交付の手続

資格取得の手続を行うと、共済組合員資格を証明する「組合員証」が当共済組合から交付されます。「組合員証」の交付を受けた際は、住所欄に住所を自署し、保管してください。病気やけがの治療等を受けるときの保険給付の受給資格を保険医療機関等に証明するものです。紛失や破損しないよう大切に取扱ってください。

● 紛失・記載事項変更等の手続

組合員証を紛失、破損した場合又は氏名等の記載事項に変更があったときは、速やかに申請書類を整えて所属所（勤務先）に提出してください。所属所（勤務先）から当共済組合に提出され次第再交付します。

掛金について

担当部署 会計課 出納担当 | ☎ 03-5320-7317 | ✉ S9000061@section.metro.tokyo.jp

掛金は、組合員の資格を取得した日の属する月から、資格を喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月まで支払います。40歳以上65歳未満の組合員は、介護掛金を支払います。

掛金は、給与支給機関が組合員の給与及び期末手当等から控除して、当共済組合に払込みます。

1 | 掛金の免除

● 産前産後休業期間に係る掛金の免除

組合員が申出をしたときは産前6週間（多胎妊娠の場合14週間）、産後8週間のうち、組合員が労務に従事しなかった期間、掛金が「月単位」で免除されます。

*免除を希望する場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者に「産前産後休業期間中の掛金免除申出書（当初・出産後）」を提出してください。

● 育児休業等の期間に係る掛金の免除

組合員が申出をしたときは育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日（最長該当子が3歳に達する日）の翌日の属する月の前月まで掛金が免除されます。

*免除を希望する場合は、所属所（勤務先）の共済事務担当者に「育児休業中の掛金免除（新規・変更・再申出）申出書」を提出してください。

2 | 掛金の算出方法

● 例月給与に対する掛金

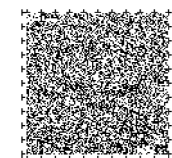
掛金は、「標準報酬月額」に各掛金率を乗じて算定します。詳しくは各所属所（勤務先）の給与担当者にお問合せください。

● 期末手当等に対する掛金

支給総額の1,000円未満を切り捨てた額（下記のとおり最高限度額があります。）に各掛金率を乗じて算定します（円未満切捨て）。

◆ 最高限度額 *令和5年3月

短期・福祉・介護	長期
年度累計 5,730,000円	1回の支給につき 1,500,000円



第10章 被扶養者について



PDF版 ▶ 第10章

被扶養者

担当部署 医療保険課 資格担当 | ☎ 03-5320-7324・7325 | ✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

組合員の家族。主として組合員によって生計を維持されている方。当共済組合で被扶養者と認められると、短期給付等を受けることができます。



1 | 被扶養者の要件

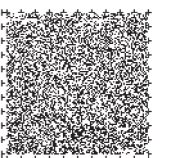
- 1 主として組合員の収入により、生計を維持する者であること。
- 2 将来に向かって1年間に見込まれる恒常的な収入額が、130万円未満であること（60歳以上の者又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、180万円未満であること。）
- 3 組合員と一定の親族関係にある者。（同一世帯が要件となる場合があります。）
- 4 所属所（勤務先）で扶養手当の支給を受け、所得税法上の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者。（規定上、該当しない者を除く。）
- 5 共済組合の組合員、健康保険又は船員保険の被保険者でないこと。（厚生年金の加入者は健康保険の被保険者とみなします。）

● 被扶養者になれない方

次のいずれかに該当する場合は、被扶養者になれません。

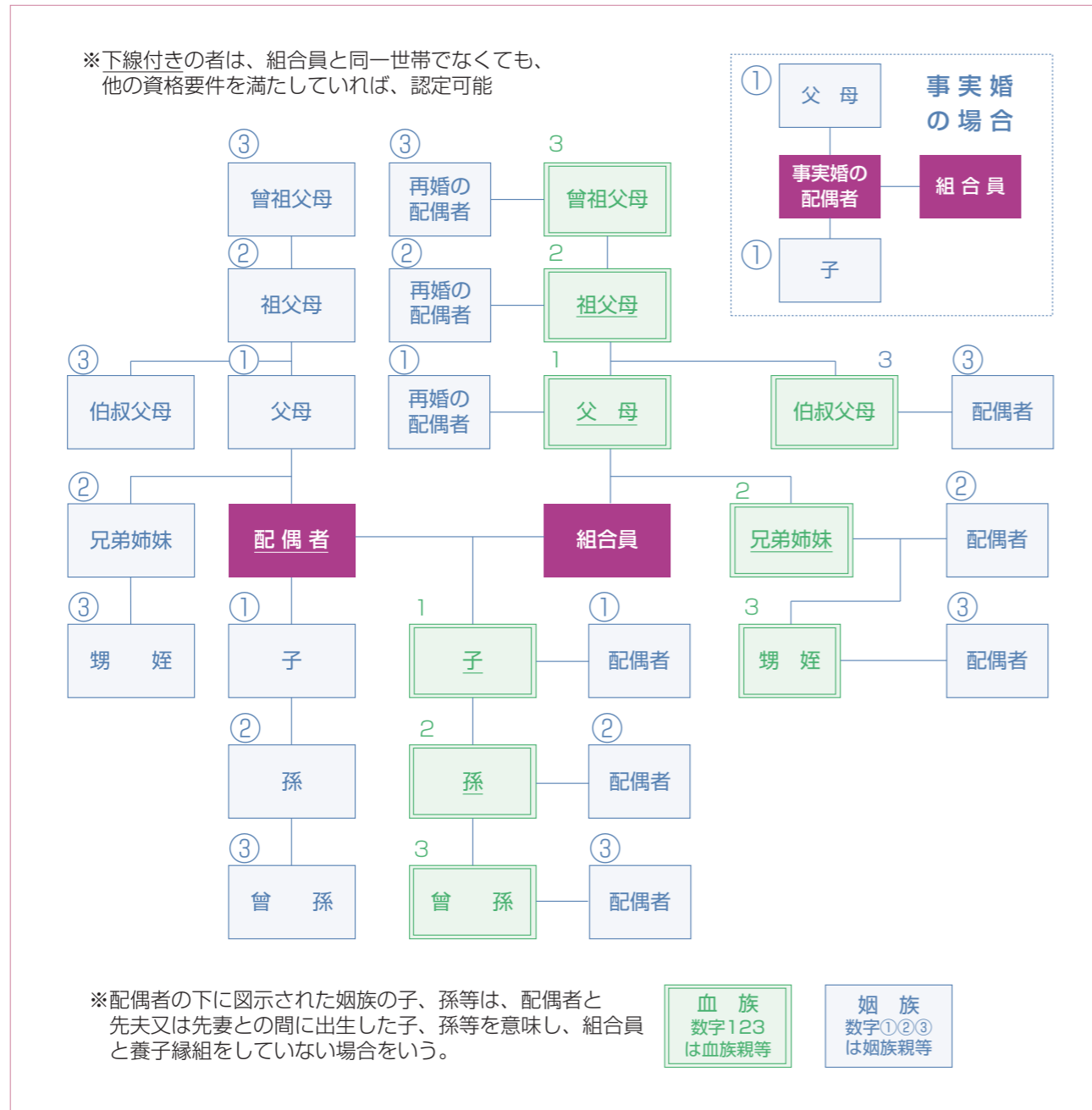
1	75歳以上の方（65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方を含む。）は、後期高齢者医療の対象となるため、被扶養者にはなれません。
2	組合員以外が、扶養手当又はこれに相当する手当を、地方公共団体、国、その他から受けている場合
3	組合員の他に主たる扶養義務者がいて、その扶養義務者に扶養能力がある場合
4	被扶養者の認定申請時に、年間収入が、130万円以上と予測される者（月額108,334円以上又は日額3,612円以上の収入がある場合）。なお、退職前の給料や、退職金等の一時所得は恒常的な収入に算入されません。ただし、60歳以上の者又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は、年間収入が180万円以上と予測される場合（月額150,000円以上又は日額5,000円以上の収入がある場合）とします。
5	雇用保険法による給付金を受給する場合
6	事業収入、財産収入等がある場合には、確定申告日において認定基準額以上である場合 ただし、個人事業の廃業や株式等取引口座すべての閉鎖等、当該収入がなくなったことによって被扶養者の認定を受ける場合には、廃業日や閉鎖日の翌日以降、当該収入が無いものとして判定します。（該当日が客観的に確認できる書類を提出してください。）
7	日本国籍を有せず、「医療滞在ビザ」や「観光・保養等のロングステイビザ」で来日した者
8	日本国内に住所を有しない者 ただし、①留学、②外国に赴任する組合員に同行、③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航、④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた、⑤以上の他渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者は例外として被扶養者認定申請ができます。

詳細は、所属所（勤務先）の共済事務担当者にご確認ください。



2 | 被扶養者と認められる範囲

下表の組合員と同一世帯の親族は、収入額等の認定要件をすべて満たしていれば被扶養者となります。ただし、配偶者（事実婚含む）及び二重枠内の下線付き親族は、別居していても、他の認定要件をすべて満たしていれば被扶養者となります。配偶者[※]が事実婚（婚姻届未届け）の場合は、配偶者の父母及び子以外の姻族は被扶養者になれません。 ※配偶者とは、夫である場合、妻である場合、内縁関係を含む。



3 | 被扶養者認定要件チェック表

被扶養者のいる組合員は、被扶養者認定要件のチェック表（「共済ハンドブックPDF版」参照）に従って、確認してください。認定要件を満たさない場合は、所属を通じて抹消手続きをしてください。抹消日以降に被扶養者証を使用し、医療機関等を受診していた場合は、後日、医療費等を返還していただくことになりますので、注意してください。



第11章 退職するとき



PDF版 ▶ 第11章

退職の際の手続等

担当
部署 医療保険課
資格担当

☎ 03-5320-7324・7325

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

退職日の翌日から当共済組合の組合員資格がなくなります。所属所（勤務先）に、組合員証のほか全ての証と共に「組合員資格喪失届」を提出してください。退職後、新たな健康保険に加入しない場合は、医療費等は全額自己負担となります。引き続き治療を受ける場合は、新たな保険証を医療機関等の窓口で提示して、保険証が変わったことを必ず申し出てください（被扶養者も同様）。資格喪失日（退職日の翌日）以降、医療機関等で組合員証等を使用した場合は、後日その医療費を返還していただきます。



退職後の健康保険制度

担当
部署 医療保険課
資格担当

☎ 03-5320-7324・7325

✉ S9000064@section.metro.tokyo.jp

再就職しない場合や再就職先に健康保険の適用がない場合は、次の健康保険のいずれかに加入することになります。

◆ 各保険制度の特徴

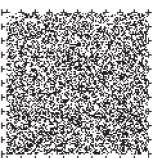
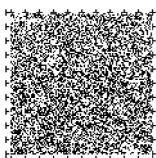
（詳細は居住地の区市町村の窓口・各健康保険組合に確認してください。）

	東京都職員共済組合の 任意継続組合員	国民健康保険	家族が加入する健康保険の被扶養者
加入手続	退職時の所属を通じて手続きしてください。	退職後、原則14日以内に居住地の区市町村の窓口で手続きしてください。	退職後、家族が加入する健康保険組合で手続きしてください。 *収入要件等各健康保険組合の被扶養者の条件に該当していることが必要です。
掛金	退職時の標準報酬月額に基づき算出されます。 *退職1年目も2年目も退職時の標準報酬月額に基づき算出されます。 *今までの自己負担分にプラスして、事業主の負担分も本人が負担することとなります。	前年の収入等に応じて、区市町村ごとに定めた算出基準に基づき算出されます。 *退職1年目と2年目では保険料が大きく変動することがあります。	なし (被扶養者の掛金負担はありません)
給付等の内容	在職時とほぼ同様の給付（一部を除く。）を受けることができます。また、施設利用等の福祉事業も利用可能です。	法定給付のみ。都共済で受けられた附加給付の制度はありません。	家族が加入する健康保険組合によって異なります。

※再就職先の健康保険の被保険者となる方は、再就職先又は加入する健康保険組合に確認してください。

● 任意継続組合員

退職日まで引き続き組合員期間が1年と1日以上ある方が希望する場合には、退職日の翌日から19日以内に掛金の払込みを含めた手続きを完了することにより、最長2年間、短期給付（介護休業手当金や育児休業手当金等、一部の給付を除く。）及び福祉事業について、在職中と同様の取扱いを受けられます。再就職先の職場に適用されている健康保険に強制加入となる人は、任意継続組合員にはなりません。



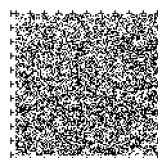
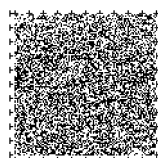
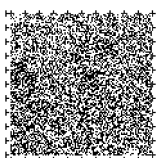
東京都職員共済組合事務局連絡先(令和5年3月現在)

担当部署		業務内容	ダイヤルイン()は都庁内線	メールアドレス	
管理部	総務課	文書広報担当	共済だよりに関すること	03-5320-7307(57-121~3)	S9000059 @section.metro.tokyo.jp
	会計課	出納担当	支払事務・出納全般に関すること 掛金・負担金に関すること (任意継続組合員の掛金を含む) 掛金免除等の申出に関すること	03-5320-7315(57-171) 03-5320-7317(57-173~6)	S9000061 @section.metro.tokyo.jp
年金保険部	医療保険課	医療保険担当	特定疾病療養に関すること	03-5320-7322(57-211~4)	※手続については所属(勤務先)の共済事務担当者にお問い合わせください。
		資格担当	組合員証の記載事項の変更・紛失等 家族の扶養(出生・死亡・就職等) 任意継続組合員の資格の得喪	03-5320-7324・7325 (57-221~7)	
		給付担当	病気・出産・休業・死亡等に伴う各種 給付金の請求に関すること	03-5320-7326(57-231~5)	
		給付担当 (公費担当)	医療費の公費負担を受けることと なったとき・受けられなくなったとき	03-5320-7329(57-238)	
	給付担当 (求償担当)	交通事故・その他の事故・非常災害 等により損害を受けたとき	03-5320-7328(57-236~7)		
年金課		厚生年金(共済年金)に関すること	【年金課コールセンターナビダイヤル】 0570-03-4165	S9000063 @section.metro.tokyo.jp	
事業部	貸付課	貸付収納担当	貸付金の償還に関すること 団体信用生命保険に関すること	03-5320-7383(57-321~2)	S9000067 @section.metro.tokyo.jp
	厚生課	保養担当	保養施設に関すること	03-5320-7386(57-341~3)	S9000065 @section.metro.tokyo.jp
			アジュール竹芝に関すること	03-5320-7387(57-344)	
	保健施設担当	保健(借上)施設・清瀬運動場・ 委託体育施設に関すること	03-5320-7388(57-351~2)		
	健康増進課	健康増進担当	健康づくり支援・健康相談に 関すること	03-5320-7464 03-5320-7462 (57-411~3・436)	S9000062 @section.metro.tokyo.jp
		職員健康担当	知事部局等職員の健康診断・ 保健指導に関すること	03-5320-7355 03-5320-7353 (57-421・431)	
		特定健診担当	特定健康診査・生活習慣病健診・ 特定保健指導に関すること	03-5320-7466(57-434・437) 03-5320-7465(57-432・417)	
			人間ドックに関すること	03-5320-7352(57-415)	
	精神保健担当	メンタルヘルスに関すること	03-5320-7765(25-270)	03-5320-7763(25-268) ストレスチェックについて 03-5320-7695(25-261)	
		知事部局等職員の精神保健相談・ 復職支援ストレスチェック等に関する こと			
シティ・ホール診療所		診療受付	03-5320-7358(63-821)	S9000083 @section.metro.tokyo.jp	
		旧青山病院の診療情報に関する問合せ	03-5320-7351(63-811)		

※東京都職員共済組合事務局 所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁舎内
 ◆管理部・事業部(下記除く)(第一本庁舎 北塔38階) ◆年金保険部(第一本庁舎 北塔39階)
 ◆事業部 健康増進課 精神保健担当(第一本庁舎 16階) ◆シティ・ホール診療所(第二本庁舎 17階)
 ※総務事務センター連絡先(東京都の知事部局・議会局・行政委員会対象) 03-6258-0685

共済ハンドブック概要版

発行 令和5年3月 登録番号(4)第7号
 発行者 東京都職員共済組合事務局
 管理部総務課文書広報担当
 〒163-8001
 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号



この印刷物は、環境に配慮した資材と工場
で製造されています。